

# Ⅱ 各教科等

## 視覚障がい教育の配慮事項

解説各教科等編  
P3～P7

- (1) 児童生徒が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。
- (2) 児童生徒の視覚障がいの状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。
- (3) 児童生徒の視覚障がいの状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるように指導すること。

(3) 指導内容の精選の一つには、基礎的・基本的な事項に重点を置いた指導があります。基礎的・基本的事項から積み上げて指導することが重要です。工夫や配慮により履修が可能であるにも関わらず、見えないことを理由に各教科の内容を安易に取り扱わないことは、指導内容の精選にはあたりません。

- (4) 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童生徒の視覚障がいの状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- (5) 児童生徒が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるように配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

(5) 教師の支援や工夫により、児童生徒が場の状況や活動の過程等を、的確に把握できるように配慮された学習を重ねることが、空間や時間の概念を養うことにもつながることを意識することが大切です。

## 聴覚障がい教育の配慮事項

解説各教科等編  
P7～P11

- (1) 体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- (2) 児童生徒の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。
- (3) 児童生徒の聴覚障がいの状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。

(3) 児童生徒の聴覚障がいの状態や興味・関心、教育歴等の実態は多様であり、各教科の指導に当たっては、指導目標の達成や指導内容の確実な習得を目指して、それぞれの児童生徒の実態に応じ、教師とのコミュニケーションが円滑かつ活発に行われることが必要です。そこで、今回の改訂では「児童生徒の聴覚障がいの状態等に応じ、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して」という表現に改めています。

- (4) 児童生徒の聴覚障がいの状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 児童生徒の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。
- (6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

## 肢体不自由教育の配慮事項

解説各教科等編  
P11～P15

- (1) 体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
- (2) 児童生徒の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。

(2)「重点を置く事項」には時間を多く配当する必要がある一方で、時間的制約の関係から時間を多く配当できない事項も生じることを踏まえ、指導内容の取扱いに軽重をつけ、計画的に指導することが大切です。

また、肢体不自由のある児童生徒が様々な事情により授業時間が制約されることを理由にして、履修が可能である各教科の内容であるにも関わらず、取扱わなくてもよいとするような誤った解釈を避けるよう留意が必要です。

- (3) 児童生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (4) 児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

(4) 補助具や補助手段の使用が、合理的配慮として認められる場合には、そのことを個別の教育支援計画や個別の指導計画に明記するなどして、適切な学習環境を保障することが求められています。

- (5) 各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

## 病弱教育の配慮事項

解説各教科等編  
P15～P19

(1) 個々の児童生徒の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

(1) 各教科の内容に関する事項は、特に示す場合を除き取り扱う必要があります。しかし、学習時間の制約等がある場合には、基礎的・基本的な事項を習得させる視点から指導内容を精選するなど、効果的に指導することが大切です。また、各教科の目標や内容との関連性を検討し不必要な重複を避ける、各教科を合わせて指導する、教科横断的な指導を行うなど、他教科と関連させて指導することも大切です。

(2) 健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

(3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童生徒の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

(4) 児童生徒の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

(5) 児童生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。

(6) 病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童生徒については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

知的障がい教育

(知) 各教科等の基本的な考え方  
・指導の特徴について

解説各教科等編  
P20～

○知的障がいについて

知的障がいとは、知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動と困難性を伴う状態が発達期に起こるものを言う。

〔適応行動の主な困難性〕

- ・概念的スキルの困難性：言語発達や学習技能など
- ・社会的スキルの困難性：対人スキルや社会的行動など
- ・実用的スキルの困難性：日常生活習慣行動、ライフスキル、運動機能など

○知的障がいのある児童生徒の教育的対応の基本

→ 《解説教科等編》P27

- (1) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第3節の3の(1)のク及び(3)のアの(オ)に示すとおり、児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にし、指導目標を設定するとともに、指導内容のより一層の具体化を図る。
- (2) 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する。
- (3) 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び人間性等が育つよう指導する。その際に、多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。
- (4) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導するとともに、よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。
- (5) 自発的な活動を大切にし、主体的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力、判断力、表現力等を育むよう指導する。
- (6) 児童生徒が、自ら見通しをもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- (7) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際の状況下で指導するとともに、できる限り児童生徒の成功経験を豊富にする。
- (8) 児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やジグ等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- (9) 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。
- (10) 児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、児童生徒の生活年齢に即した指導を徹底する。

○段階の考え方について

→ 《解説教科等編》P23～25

学年ではなく、段階別に内容を示している理由は、発達期における知的機能の障がいがあるが、同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も異なるからである。そのため、段階を設けて示すことにより、個々の生徒の実態等に即して、各教科の内容を精選して、効果的な指導ができるようにしている。

知：各教科		段階の構成（同一学年でも個人差が大きく学力や学習状況が異なるため、学年別ではなく段階別で示している）	
小学部	1段階	主として知的障がいの程度は比較的強く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要である者を対象とした内容	
	2段階	知的障がいの程度は、1段階ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする者を対象とした内容	
	3段階	知的障がいの程度は、他人との意思の疎通や日常生活を営む際に困難が見られる。適宜援助を必要とする者を対象とした内容	
中学部	1段階	小学部3段階を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思の疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容	
	2段階 (新設)	中学部1段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容	
高等部	1段階	中学部2段階の内容やそれまでの経験を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などの関連を考慮した基礎的な内容	
	2段階	高等部1段階を踏まえ、比較的障がいの程度が軽度である生徒を対象として、卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などの関連を考慮した発展的な内容	

知的障がい教育各段階と小学校等の発達の段階との関連（文科省の学習指導要領説明会で口頭説明されたもの）

小学部			中学部		高等部	
1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階
入園以前	幼	小1	小2	小3	小4	小5

←おおよその目安

○指導の形態について

→ 《解説教科等編》P28～

◇教科別に指導を行う場合

教科ごとの時間を設けて指導を行う場合は、「教科別の指導」と呼ばれている。

《解説教科等編》P28～指導に当たっての配慮点等が解説されている。

「生活に即した活動を十分に取り入れつつ学んでいることの目的や意義が理解できるよう段階的に指導する必要がある。」

「個別の指導計画の作成に当たっては、他の教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間（小学部を除く。）、特別活動及び自立活動との関連、また、各教科等を合わせて指導を行う場合との関連を図るとともに、児童生徒が習得したことを適切に評価できるように計画する必要がある。」 など

◇道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

従前は「領域別に指導を行う場合」と示されている。解説教科等編に留意点が示されている。また、中・高等部では、総合的な学習（探究）の時間を設けて行うことになる。

《解説教科等編》

特別の教科 道徳（P29）、外国語活動（P29）、特別活動（P29）、自立活動（P30）

## ◇各教科等を合わせて指導を行う場合

→ 《解説教科等編》P30～

知的障がい者である児童生徒に対する教育では、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきた。

このことについての法的な根拠は、学校教育法施行規則第130条第2項。

各教科等を合わせて指導を行う際は、児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等に即し、解説教科等編のP31～35に示された事項を参考とすることが有効。

また、各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要。

### 留意点

●総合的な学習（探究）の時間は、各教科等を合わせて指導することはできない。

●各教科等を合わせた指導は、指導の形態である。

各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる（各教科等編 解説P31）。

●指導内容の設定と授業時数の配当 《解説各教科等編 P35》

各教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障がいの状態や経験等に即して、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようにすることが大切である。指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要がある。

●学習評価 《解説各教科等編 P35》

教科別の指導を行う場合や各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが必要。

## <日常生活の指導>

→ 《解説教科等編》P31

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものである。

日常生活の指導は、生活科を中心として、特別活動の学級活動など広範囲に、各教科等の内容が扱われる。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容である。

### 考慮すること

- (ア) 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行う。
- (イ) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、くり返しながらか展的に取り扱う。
- (ウ) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助と段階的な指導ができるものを扱う。
- (エ) 指導場面や集団の大きさ等、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるように計画する。
- (オ) 学校と家庭が連携を図って、学校と家庭の双方向で学習状況等の共有、指導の充実を図る。

## <遊びの指導>

→ 《解説教科等編》P32

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものである。

遊びの指導は、生活の内容をはじめ、各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成等に一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。また、遊びの指導の成果を各教科別の指導につながるようにすることや、諸活動に向き合う意欲、学習面、生活面の基盤となるよう、計画的な指導を行うことが大切である。

### 考慮すること

- (ア) 児童の意欲的な活動を育めるようにする。その際、児童が、主体的に遊ぼうとする環境を設定する。
- (イ) 教師と児童、児童同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫し、計画的に実施する。
- (ウ) 身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど、児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定する。
- (エ) 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定する。
- (オ) 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、色々な遊びを体験できるようにして、遊びの楽しさを味わえるようにする。

## <生活単元学習>

→ 《解説教科等編》P32～

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

生活単元学習では広範囲に各教科等の目標や内容が扱われる。生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切である。

### 考慮すること

- (ア) 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障がいの状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (イ) 単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- (ウ) 単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動をも含んだものであること。
- (エ) 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- (オ) 単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- (カ) 単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

## ＜作業学習＞

→ 《解説教科等編》P33

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

とりわけ、作業学習の成果を直接、児童生徒の将来の進路等に直結させることよりも、児童生徒の働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことができるようにしていくことが重要である。

作業学習の指導は、中学部では職業・家庭科の目標及び内容が中心となるほか、高等部では職業科、家庭科及び情報科の目標及び内容や、主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容を中心とした学習へとつながるものである。

なお、小学部の段階では、生活科の目標及び内容を中心として作業学習を行うことも考えられるが、児童の生活年齢や発達段階等を踏まえれば、学習に意欲的に取り組むことや、集団への参加が円滑にできるようにしていくことが重要となることから、生活単元学習の中で、道具の準備や後片付け、必要な道具の使い方など、作業学習につながる基礎的な内容を含みながら単元を構成することが効果的である。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、事務、販売、清掃、接客なども含み多種多様である。

### 考慮すること

- (ア) 児童生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえること。
- (イ) 地域性に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した持続性や教育的価値のある作業種を選定すること。
- (ウ) 個々の児童生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるものであること。
- (エ) 知的障害の状態等が多様な児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。
- (オ) 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。
- (カ) 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。

### ○「産業現場等における実習」を他の教科等と合わせて実施する場合（解説 P34～35）

中学部の職業・家庭科に示す「産業現場等における実習」（一般に「現場実習」や「職場実習」とも呼ばれている。）を、他の教科等と合わせて実施する場合は、作業学習として位置付けられる。その場合、「産業現場等における実習」については、現実的な条件下で、生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図するとともに、働くことに興味をもつことや、働くことの良さに気付くことなど、将来の職業生活を見据えて基盤となる力を伸長できるように実施していくことに留意したい。更に、各教科等の目標や広範な内容が包含されていることに留意する必要がある。

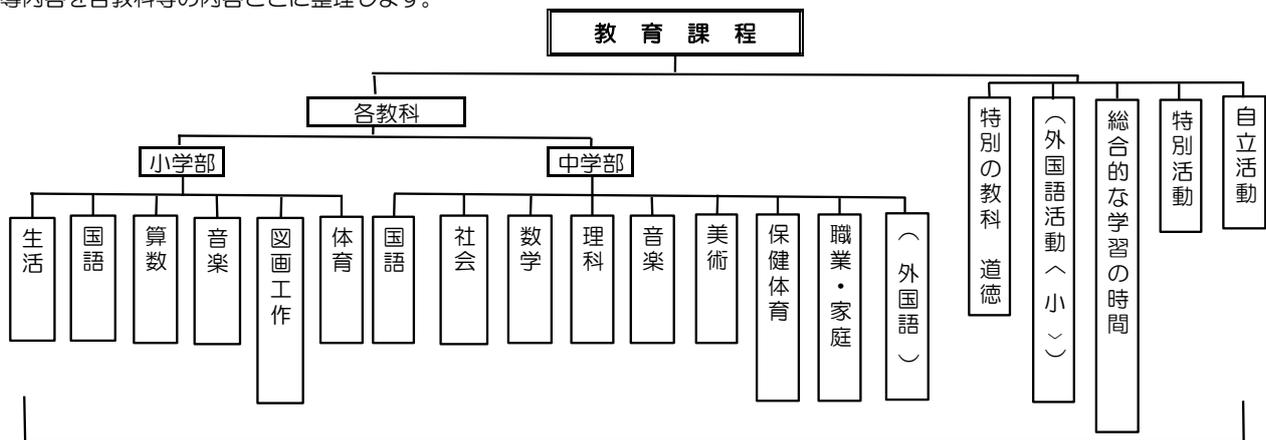
「産業現場等における実習」は、これまでも企業等の協力により実施され、大きな成果が見られるが、実施に当たっては、保護者、事業所及び公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関等との密接な連携を図り、綿密な計画を立て、評価・改善することが大切である。また、実習中の巡回指導についても適切に計画し、生徒の状況を把握するなど柔軟に対応する必要がある。

参考

特別支援学校（知）の教育課程の構造（小学部・中学部）

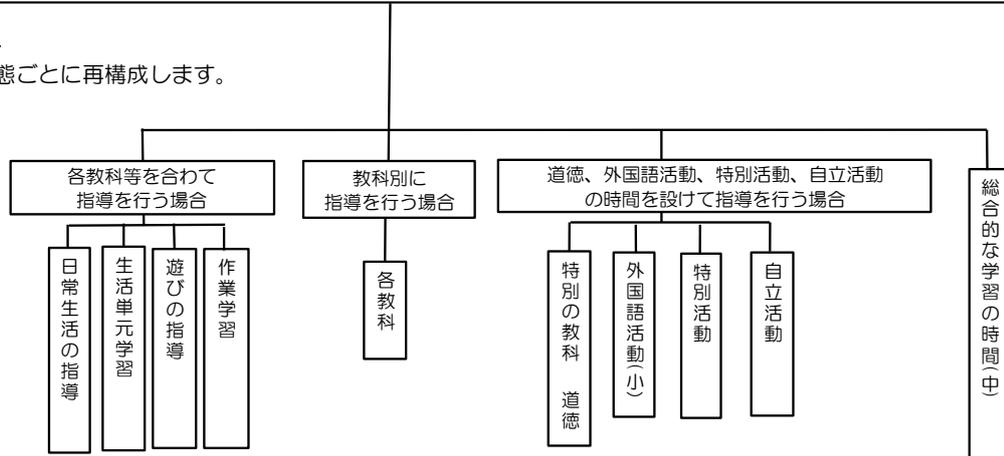
《指導内容の分類》

指導内容を各教科等の内容ごとに整理します。



《指導形態の分類》

指導内容を指導の形態ごとに再構成します。



（各教科等を合わせて指導を行う場合の法的な根拠：学校教育法施行規則第 130 条）

**第 130 条** 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第 126 条から第 128 条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第 3 及び別表第 5 に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

## (知) 各教科について

(知) 各教科の内容詳細は、  
解説各教科等編 P40～P610 参照  
解説巻末「目標・内容の一覧」にまとめられています

### ○ (知) 各教科の示し方

各教科とも次のような構成となっています。

#### 1 目標

教科の目標では、小学校、中学校及び高等学校の各教科・科目の目標との連続性を踏まえ、知的障がいのある生徒の育成を目指す資質・能力との関連などから整理している。

#### 2 各段階の目標及び内容

##### (1) 目標

各段階の目標については、各段階間、小学部、中学部及び高等部間の目標の系統性を充実させて示している。

##### (2) 内容

各段階の内容については、一部教科を除き「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」により示している。

#### 3 指導計画の作成と内容の取扱い

##### (1) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

##### (2) 各段階の内容の取扱いについての配慮事項

### ○ 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

→解説各教科等編 小 P248～、中 P522～  
<告示> 小 P127、中 P191、高 P266

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等を考慮しながら、各教科の目標及び内容を基に、小学部は6年間、中学部は3年間、高等部は3年間を見通して、全体的な指導計画に基づき具体的な指導目標や指導内容を設定するものとする。
- 2 個々の生徒の実態に即して、教科別の指導を行うほか、必要に応じて各教科、道徳科、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行うなど、効果的な指導方法を工夫するものとする。その際、各教科等において育成を目指す資質・能力を明らかにし、各教科等の指導内容間の関連を十分に図るよう配慮するものとする。
- 3 個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、生徒が見通しをもって、意欲をもち主体的に学習活動に取り組むことができるよう指導計画全体を通して配慮するものとする。
- 4 総則に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳に示す内容について、各教科の特質に応じて適切な指導をするものとする。
- 5 児童生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全と衛生に留意するものとする。
- 6 児童生徒の実態に即して自立や社会参加に向けて経験が必要な事項を整理した上で、指導するように配慮するものとする。
- 7 学校と家庭及び関係機関等とが連携を図り、児童生徒の学習過程について、相互に共有するとともに、児童生徒が学習の成果を現在や将来の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。
- 8 児童生徒の知的障がいの状態や学習状況、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。